

標題 : 離籍専従役員の登録状況の確認について
発信番号 : 自治労発2024第0794号
発信日付 : 2024年6月28日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃のご健闘に敬意を表します。
さて、第98回自治労定期大会にむけ、各県の離籍専従役員の登録状況について確認を進めています。つきましては下記内容をご確認の上、ご報告のほどよろしくお願ひします。

記

1. 離籍専従役員の登録状況の確認について

各県の離籍専従役員ならびに準登録役員の登録状況について、Kintoneアプリに各県別の離籍専従役員登録名簿を添付しました。添付した名簿の登録内容について相違がないかご確認ください。相違がある場合のみ、修正内容を記入したうえで県本部添付欄に添付してください。

Kintoneアプリ : <https://jichiro.cybozu.com/k/1160/>

締切り : 7月8日(月)

2. 大会までの離籍役員の登録等の承認スケジュールについて

今後の離籍専従役員の登録、取消、移行等の申請について、8月の第98回定期大会にて承認を求めたい場合は、中央本部の執行委員会の開催日程の関係から7月23日(火)本部必着で必要書類を送付いただきますようお願いいたします。

3. その他

(1) 新たに離籍登録をする際、離籍日において、休職専従期間を7年経過していることが原則です。ただし、特別な組織的事項がある場合は、7年経過しなくとも、登録を申請することができます。この場合は、事前協議が必要です。離籍前に理由書(書式は問いません)をお送りください。

(2) 役員に再任される時点で61歳に達している場合は、離籍登録の「取消」が必要です。

(3) お問い合わせ等につきましては、総合企画総務局(総務:川上)までお願いいたします。

T E L 03-3263-0262 F A X 03-5210-7422 メール soumu@jichiro.gr.jp